### 令和6年11月1日施行 改正道路交通法



# ながら運転・





## 酒気帯び運転 厳罰化!!



## 「ながら運転」の罰則が強化!!

【改正前】罰則:5万円以下の罰金

長野県自転車 安全・安心PRキャラクター 風野りん イラスト/雨宮理真





#### 【改正後】

- ●スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合
- ●スマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合

## 罰則:6月以下の懲役または10万円以下の罰金

●「ながら運転」をして交通の危険(交通事故等)を 生じさせた場合

罰則:1年以下の懲役または30万円以下の罰金

#### 「酒気帯び運転」にも罰則が適用!!

自転車の飲酒運転は、「酒酔い運転」に限り罰則が規定されていましたが、 改正により「**酒気帯び運転」にも罰則が適用**されます。

※酒気帯び運転⇒呼気1€中0.15mg以上または血液1ml中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為

【改正前】罰則:なし





## <u> 罰則:3年以下の懲役または50万円以下の罰金</u>

※自転車を提供した人は3年以下の懲役または50万円以下の罰金 、酒類提供した人、同乗した人は2年以下の懲役または30万円以下の罰金となります。



